

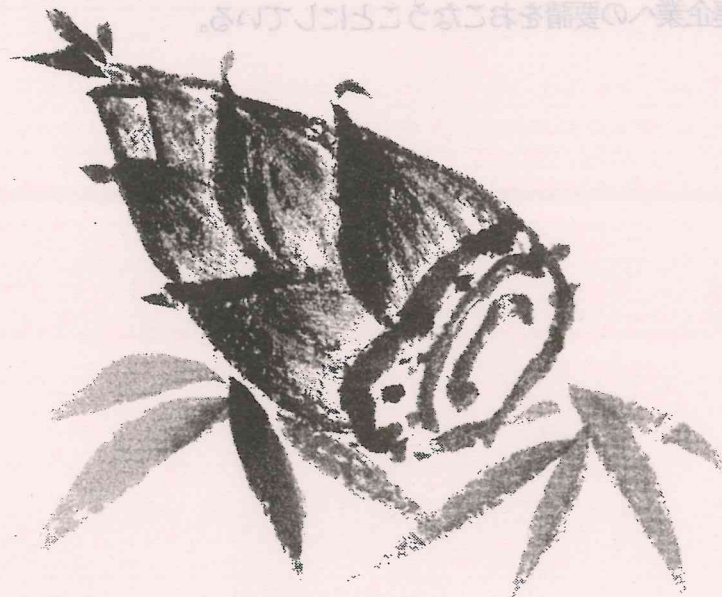
研究所とのNet Work

# 所報

## Aichi Labor Institute

も：く：じ

- ・ 西三河地域中小企業アンケートの結果について  
第35回トヨタ総行動実行委員会 p 2 ~
- ・ 現代の若者を理解するために、長沢孝司論文を読んで・・・久田隆章 p 13 ~
- ・ 賃上げは競争力の低下? ...伊藤欽次 p 15 ~
- ・ 教育現場からの報告 2、  
教科書採択をめぐる国家の乱暴な介入 ...櫻井善行 p 18 ~
- ・ 14春闘をめぐる攻防、愛労連ニュースより ...編集部 p 20 ~
- ・ 春闘山場に向けた共同アピール ...編集部 p 22 ~
- ・ この2カ月NEWS 2014年1月2月 ...編集部 p 24 ~
- ・ 編集後記 ...事務局 p 28



● 第175号

○ 2014年3月15日

2014年3月11日

第35回トヨタ総行動実行委員会

西三河地域中小企業アンケートの結果について

はじめに

愛知県労働組合総連合(愛労連) 第35回トヨタ総行動実行委員会は2月11日、西三河地域(豊田市、刈谷市、岡崎市、安城市、碧南市、知立市、みよし市、幸田町)における中小企業、とりわけ自動車部品製造および金属加工業の事業所を中心にアンケート活動にとりくんできた。

アンケートは当日100人近い組合員が参加し、250部のアンケートを直接事業者到手渡しで協力をよびかけた。さらに、2月17日の週には800件をこす事業者に郵送で依頼した。中小企業のピックアップは最新のテレデータをもとに、1046社を抽出した。3月11日現在で152社から回答をいただいた。

このアンケートの目的は、トヨタ自動車が2兆4000億円(13年3月期)もの営業利益をあげる一方、下請中小企業は利益がでてない、廃業が続いているなどの実態のもとで、トヨタに対して利益を還元し、社会的責任を求めていく運動の一環としておこなったものである。さらに今年4月からの消費税増税について、どう対応しようとしているのかを把握することとした。

14春闘で、賃上げの動きがでていいる。現に大企業ではベースアップを含む賃上げの可能性がでていいるが、中小企業で働く労働者には、賃上げができる事業所はほとんどない。アンケートでも、最低賃金の引き上げさえ“経営が困難になる”という声さえある。安倍内閣は「大企業が利益をあげれば下請、労働者にもまわっていく」という“トリクルダウン”を主張しているが、いまはまったく機能していない。

中小企業の倒産や廃業が続くことは、地域経済に深刻な影響をおよぼすことになる。中小企業の活性化で地域経済が元気になるために、大企業や行政がはたす役割は大きい。大企業の利益(内部留保)の還元と行政による中小企業支援策の拡充は欠かせない。

愛労連は、アンケート結果をもとに、行政(経済産業局や愛知県)への要請とともに、5月下旬にトヨタ 関連企業への要請をおこなうことにしている。

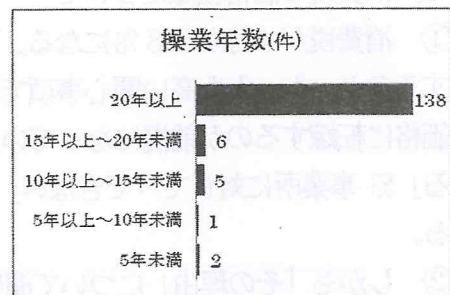


## 1. アンケート結果の概要について

アンケートは3月11日現在、152社から回答があったが、なお増える見込みである。操業年数、事業所の規模のほか、対前年比の「仕事量の変化」、「今後の見通し」、円安のもとで「原材料 燃料費の動向」のほか、単価切り下げ要請はあったか なかったか、消費税増税が価格に転嫁しているかどうかなどを聞いた。

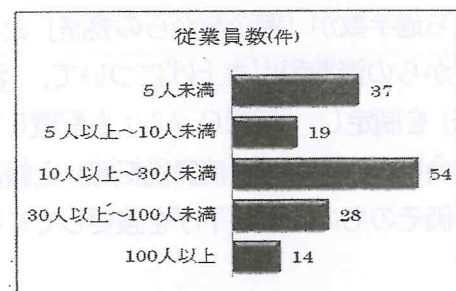
### (1) 基礎的事項

操業年数は圧倒的に「20年以上」と、長期にわたって事業をおこなってきたことがわかる。職種は自動車部品製造 金属加工業が99、その他(工作機械 鋳造など)53となっている。また従業員数ではもっとも多いのが「10人以上～30人未満」で54事業所。「100人以上」も14事業所ある。一方「5人未満」は37件で、応じてくれた事業所も2次下請からさらに4、5次の下請の可能性もある。

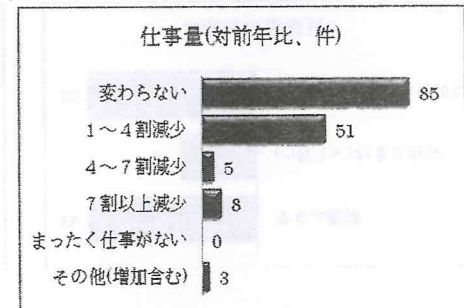


### (2) 仕事量の変化、今後の見通しなど

① 前年同月とくらべて「仕事量」はどうなったかについての設問では「変わらない」とこたえた人が85件と最も多い。しかし、仕事が「減少」した事業所の数、割合もかなり高く、64件にもなる。

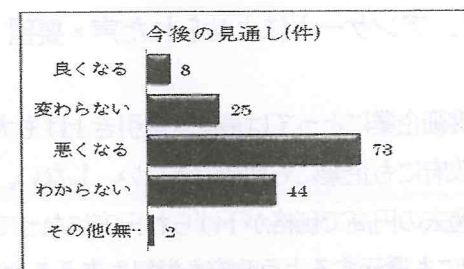


② 「今後の見通し」は、「悪くなる」とこたえた事業所は73事業所となっている。「良くなる」とこたえた事業者はわずか8件にすぎない。アンケートの声にもあったように、トヨタが海外生産比率を高めていることに危機感を持っていることがわかる。



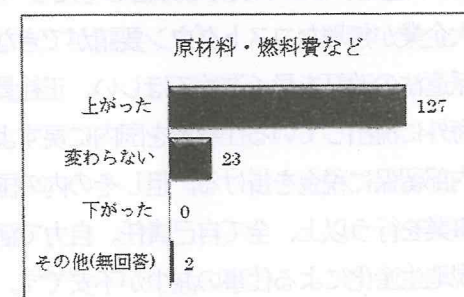
### (3) 単価切り下げの要請

① この1年間で、単価切り下げ要請があったかどうかの設問に、「あった」とこたえた事業所は90件と過半数をこえた。円安で原材料 燃料費が高騰しているにもかかわらず、なおも単価切り下げを強要されれば利益がでないのは当然である。



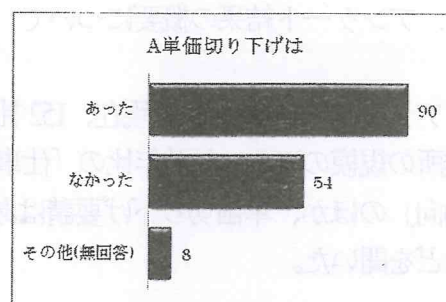
② 単価切り下げ幅について「5%未満」が53件と多数になっている。なかには1割～3割も引き上げの「要請」もあることがわかる。

③ 一昨年12月、朝日新聞は「トヨタが下請単価改善実施」と報道したが、実態は2次下請より下の企業には「値引き率の緩和」にとどまり、改善はおよんでいないことが明らかになった。トヨタなど親会社は「強制はしていない」というが、その実態は最賃審議会でも明らかにされている。



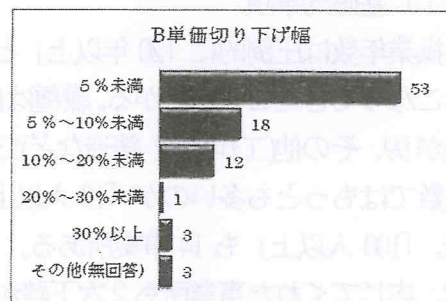


どういふ還元をするかという「普通は1.5%値下げするけど、今回は1%値下げで許したるわ」と、そういうことを堂々と言ってくるんだよ、トヨタあたりは、トヨタの孫や子会社か。…現実にはトヨタが儲かるんだけど下請には値下げが来る。今年(13年)に入ってから値引きが。そりゃあ相手は大企業やで「それをやらんというならどこでもやるところありますよ」と。もうこれひどいんです。完璧に今いじめの体質に入っているから。(愛知地方最低賃金審議会専門部会議事録から 13年8月20日)

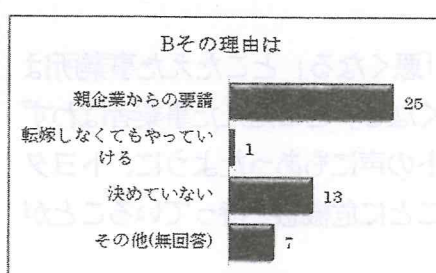
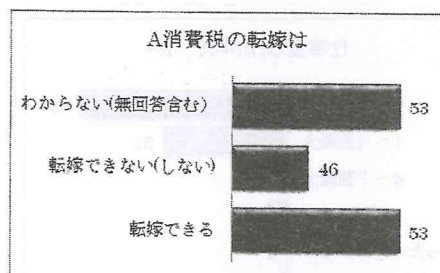


#### (4) 消費税の価格転嫁について

① 消費税が4月から8%になる。下請企業はこれにどう対応するのか、もっとも高い関心事項である。法的には消費税分を価格に転嫁するのが前提になっている。しかし、結果は「できる」53事業所に対して「できない」が46事業所にもなっている。



② しかも「その理由」について聞いたところ、46事業所のうち過半数が「親企業からの要請」とこたえている。政府は4月からの消費税引き上げについて、「消費税転嫁対策特別措置法」を制定し、「転嫁Gメン」も配置してとりくむとしている。親会社が、形式上「消費税転嫁」と帳簿上はできたとしても、単価そのものの引き下げを強要してくる可能性はある。



## 2. アンケートによせられた声・要望

零細企業にとっては最低賃金引き上げも大問題である。

政府にも企業にも期待できない。しない。

過去の円高で価格が下げられ円安になっても引き下げ要請があるが上がる話はない。大企業の利益は社員同様下請にも還元するよう政府も労組も考えるべきである。

大企業が無理なコストダウン要請ができないようにしてください。

派遣法の改訂を早く進めてほしい。正社員化ばかりを望んでない事を理解。

海外に流出している仕事を国内に戻すような環境づくりをしてほしい。

内部留保に税金を掛ける。但しその内の国内投資分は税金を安くするとか事業を行う以上、全て自己責任。自力で活路を開きます。何も期待しない。

現地生産化による仕事の減少が不安です。



中小零細企業の経営状態は親企業と反対に非常に悪いことはわかっている、政府 親企業が見て見ぬふりをしている様に思われる。

デフレ脱却なくして景気回復はない。

大企業のみ最大の利益を計上したのに零細企業には手を差しのべなく、資金繰りに苦しみ、倒産に追い込まれる。

電気料金を始め生産に必要な諸物価の値上げ攻勢にあっています。消費税が「価格」に転嫁できない場合が多く経営を圧迫しています。

消費税もさることながら、不公平税制の見直しは急務(福祉関係)。

ベースアップする余裕があるなら下請にも恩恵を！大企業との給料の格差が広がるばかり部品の単価、時間当たりのレートのupをしてほしい。

中小企業は、利益はなく赤字続きだと言うことを、政府はもっと知るべきである。

単価を下げるのは考えて欲しい。

末端企業の実態をしてほしい。

リーマンショック以来たび重なる下請け単価値下げによって社員の賃上げはとてもできない。このことが景気が上向かない大きな原因だと思います。

少しは利益を回してほしい

アベノミクスの恩恵まったくなし

政府には何も期待しない。大企業には毎年の定期価格改定(4、10月)は直ちにやめてもらいたい。利益は中小企業にはださせないしくみとなっているのでは？

円高の時は単価を下げられ、円安になっても知らないふり？

ある程度製造業が残れるシステム

口では中小企業の大切さを言っている、本当に親身になって考えてくれる政治家 経営者はいないと思ってあきらめています。

パフォーマンスはやめて、ちゃんと下の者を見て下さい。

アンケートもけっこう。声を上げてもけっこう。でも実際形となって現れていますか？

大企業のベースアップ分を下請企業のコストダウンにまわさない。中電の浜岡原発の再稼働を早急に要望し、電気料金の現状維持をはかる。

少しでも賃上げができる環境配慮の施策がほしい

このようなアンケートのよびかけは初めてです。町工場の弱み、声届くでしょうか。頑張ってください。

1%の企業のために99%の中小零細企業を泣かせている現在の政策を許せない。国家権力で税金取り放題。どろぼうよりタチが悪い。骨までしゃぶる国家権力は許せない。いい思いをしているのは1%の企業と公務員だけ。安倍はバカだと言っている。

過剰品質、海外単価、サブロク協定等、企業がアジア圏にどうやって勝てるか！！従業員を必要以上に守りすぎ！！会社もしっかり守ってほしい

人材確保に困っています。三六協定が重いです。

大企業の法人税切り下げはやめてほしい。

大企業の時給や待遇がよいため、そちらに人を取られて、よい人材の確保が難しい。いったん返した中国人実習生をもう一度、日本で働けるように法を改正してほしい。

もっと、ムダをなくしてほしい。(お金)

中小企業に勤めるサラリーマンです。中小企業もある程度利益がでていれば経営者、役員報酬はごっそり持っていくが、末端の労働者までまわってこない。一番ひもじい思いをしているのは私たち労働者です。

末端の企業はまだまだ単価が下げられているというのに大手ばかりが注目され、政府は何を考えているのか全くわからない。実質、お金にならない仕事ばかり増えて単価は下がり責任ばかり増えている。いつ大企業の利益の恩恵を受けられるのか教えて下さい。

仕事をだし渋らず、だしてほしい。3月以降は仕事量が減る見込み。

今の組合は大企業に弱すぎる。株主優遇、内部留保、給料は第3番。平成になってから下がるばかり。空洞化はますます進みます。私たち業界は価格が下がるより、廃業がどんどん進んでいます。

消費税の問題よりも仕事量の減少、単価の引き下げ要請が問題だ。一次、二次企業からの要求は年2回、3%以上の要求がある。安定しているのは大企業、一次、二次まで。政府は零細企業である私たちのことを真剣に考えていただきたい。

得意先親企業は下請企業の現場を見て単価引き下げ要請が適切かどうか、受け止める必要がある。

普通の状況にしてほしいが、非常にきびしい。

国は景気が良くなったと言っているが、大手企業だけ。下請企業は仕事があっても利益が減少、親企業は下請単価の改善をすることをお願いしたい。

トヨタ自動車の下請にも(小企業)利益が出て、給料が上げられるように!

現金を配分に欲しい。補助金・助成金等は申請に対しハードルが高い。

末端企業は単価を下げることに協力し、親企業は利益をあげた。自分たちだけ給与をあげて喜ばず、少しは潤いをわけて下さい。仕入れ値を下げ、同じ価格で売ったら、利益が上がるのはあたりまえのこと。末端が協力していることを絶対忘れないでほしい。単価を下げて納める品物の手順、完成度は全く変わらないのです。政府は自動車関係が全て良くなっているとマスコミに伝えず、同じ自動車関係でも零細企業の事をもっと知るべきです。

トヨタの従業員さんのお給料(以前のこと)削減というお話を聞いた時、50万円削られるとっていました(私たちのUpは全然です)。その削られる50万円でもほしいと思いました。ささやかな年金をたして営業を続けて今まで来ましたが、何度もやめたい、本当に今でも毎日思っているのです。休みもなく頑張っているのです。※トヨタさんへ 私達が頑張っている事を思ってくださいと心から申し上げ、お願いしたい本当の気持ちです。

(何の保障も無い生活です。何とかしてほしいです)

大企業だけがもうかる制度を変えるべきだ。大企業の税金を変えとか、国は中小30人以下の企業に対し、税制を優遇するように見直すべきです



# アンケートの単純集計(3月11日現在)

## 西三河地域中小企業アンケート結果の概要について

2014.3.11

| 1. 操業年数       | 件数  | %     |
|---------------|-----|-------|
| 1 5年未満        | 2   | 1.3%  |
| 2 5年以上～10年未満  | 1   | 0.7%  |
| 3 10年以上～15年未満 | 5   | 3.3%  |
| 4 15年以上～20年未満 | 6   | 3.9%  |
| 5 20年以上       | 138 | 90.0% |
| 計             | 152 | 99.2% |

| 2. 職種          | 件数  | %      |
|----------------|-----|--------|
| 1 自動車関連・金属加工   | 99  | 65.1%  |
| 2 その他(工作機械・鋳造) | 53  | 34.9%  |
| 計              | 152 | 100.0% |

| 3. 従業員数        | 件数  | %      |
|----------------|-----|--------|
| 1 5人未満         | 37  | 24.3%  |
| 2 5人以上～10人未満   | 19  | 12.5%  |
| 3 10人以上～30人未満  | 54  | 35.5%  |
| 4 30人以上～100人未満 | 28  | 18.4%  |
| 5 100人以上       | 14  | 9.2%   |
| 計              | 152 | 100.0% |

| 4. 仕事量(前年同月比) | 件数  | %      |
|---------------|-----|--------|
| 1 変わらない       | 85  | 55.9%  |
| 2 1～4割減少      | 51  | 33.6%  |
| 3 4～7割減少      | 5   | 3.3%   |
| 4 7割以上減少      | 8   | 5.3%   |
| 5 まったく仕事がない   | 0   | 0.0%   |
| 6 その他(増加含む)   | 3   | 2.0%   |
| 計             | 152 | 100.0% |

| 4. B今後の見通しは | 件数  | %      |
|-------------|-----|--------|
| 1 良くなる      | 8   | 5.3%   |
| 2 変わらない     | 25  | 16.4%  |
| 3 悪くなる      | 73  | 48.0%  |
| 4 わからない     | 44  | 28.9%  |
| 5 その他(無回答)  | 2   | 1.3%   |
| 計           | 152 | 100.0% |

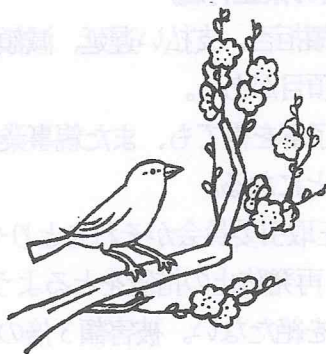
| 5. 原材料・燃料費など | 件数  | %      |
|--------------|-----|--------|
| 1 上がった       | 127 | 83.6%  |
| 2 変わらない      | 23  | 15.1%  |
| 3 下がった       | 0   | 0.0%   |
| 4 その他(無回答)   | 2   | 1.3%   |
| 計            | 152 | 100.0% |

| 6. A単価切り下げは | 件数  | %      |
|-------------|-----|--------|
| 1 あった       | 90  | 59.2%  |
| 2 なかった      | 54  | 35.5%  |
| 3 その他(無回答)  | 8   | 5.3%   |
| 計           | 152 | 100.0% |

| 6. B単価引下げ(前年以降) | 件数 | %      |
|-----------------|----|--------|
| 1 5%未満          | 53 | 58.9%  |
| 2 5%～10%未満      | 18 | 20.0%  |
| 3 10%～20%未満     | 12 | 13.3%  |
| 4 20%～30%未満     | 1  | 1.1%   |
| 5 30%以上         | 3  | 3.3%   |
| 6 その他(無回答)      | 3  | 3.3%   |
| 計               | 90 | 100.0% |

| 7. A消費税の価格転嫁は  | 件数  | %      |
|----------------|-----|--------|
| 1 転嫁できる        | 53  | 34.9%  |
| 2 転嫁できない(しない)  | 46  | 30.3%  |
| 3 わからない(無回答含む) | 53  | 34.9%  |
| 計              | 152 | 100.0% |

| 7. Bその理由は       | 件数 | %      |
|-----------------|----|--------|
| 1 親企業からの要請      | 25 | 54.3%  |
| 2 転嫁しなくてもやっていける | 1  | 2.2%   |
| 3 決めていない        | 13 | 28.3%  |
| 4 その他(無回答)      | 7  | 15.2%  |
| 計               | 46 | 100.0% |





## <資料>

日本の中小企業(労働総研「中小企業の未来を開く―労働組合の課題と解決法―」学習の友社2011年

### 1. 中小企業の範囲(中小企業基本法第2条)

|   | 業 種             | 資本金/出資金  | 従業員    |
|---|-----------------|----------|--------|
| ① | 製造、建設、運輸、その他の業種 | 3億円以下    | 300人以下 |
| ② | 卸売              | 1億円以下    | 100人以下 |
| ③ | サービス業           | 5000万円以下 | 100人以下 |
| ④ | 小売業             | 5000万円以下 | 50人以下  |

注)「その他の業種」は、②～④を除く

### 2. 中同協「労使見解」、中小企業憲章

#### 「中同協の労使見解(1975年)」

中小企業家同友会全国協議会が1975年1月に発表した見解。経営の原点は“人間の問題”と位置付け、使用者と労働者の関係について民主的視点で解明した。内容は経営者の責任、対等な労使関係、問題の処理、賃金と労使関係、労働運動への期待、双方の共通課題など。

#### 「政府の中小企業憲章(2010年)」

政府は2010年6月18日に「中小企業憲章」を閣議決定した。その内容は中小企業の歴史的な位置づけや今日の経済的社会的役割などについて考え方を示した。同時に、中小企業政策をとりくむにあたっての基本原則や政府として進める政策の行動指針を示した。中同協の「中小企業憲章草案」を参考にしており、全商連と労働総研は「意見書」を提出した。

### 3. 取引関係

#### 「下請代金等支払い遅延防止法(下請代金法)」

独占禁止法で規定している「親事業者による優越的地位の濫用」を取り締まるための法律で下請取引の公正化、下請事業者の利益保護を目的としている。親事業者の義務や禁止行為を明記しているが違反を告発することによる取引停止の危険性、罰金 賠償金が安いことなどから法違反が常態化している。

#### 「下請代金等支払い遅延防止法第2、3、4、5条(親事業者の義務)」

下請代金法が定めるもので、ア. 注文書の交付義務(第3条)、イ. 書類作成 保存義務(第4条の2) ウ. 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)、エ. 遅延利息支払い義務(第4条の2)の4項目がある。

#### 「下請代金等地縁防止法第4条(親事業者の禁止行為)」

下請代金法第4条が定めるもので、受領拒否、支払い遅延、減額、返品、買ったたき、ものの購入強制 役務の提供要請、やり直しなど11項目がある。

この11項目は、たとえ下請事業者の了解を得ても、また親事業者に違法性の意識がなくてもこれらの規定に触れると下請法に違反することになる。

親事業者が下請法に違反した場合、公正取引委員会がそれを取りやめて原状回復すること(減額分や遅延利息の支払い等)を求めるとともに、再発防止の措置をとるよう、勧告 公表をおこなっている。

しかしこれでは不十分で法違反があとを絶たない。被害額3倍の賠償金が必要。



## 親事業者の禁止行為 11 項目

| 禁 止 事 項              | 根拠法令条文    | 概 要                                                                               |
|----------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 買いたたき                | 第4条第1項第5号 | 類似品又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること                                                     |
| 不当な給付内容の変更および不当なやり直し | 第4条第2項第4号 | 下請事業所の責めに帰すべき理由がないのに、注文内容を変更させたり、受領後や役務提供後に給付をやり直させること                            |
| 受領拒否                 | 第4条第1項第1号 | 注文した物品の受領を拒むこと                                                                    |
| 返品                   | 第4条第1項第4号 | 受け取ったものを返品すること                                                                    |
| 下請代金の減額              | 第4条第1項第3号 | あらかじめ定めた下請代金を減額すること。消費税をカットすること                                                   |
| 下請代金の支払遅延            | 第4条第1項第2号 | 下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと                                                 |
| 割引困難な手形の交付           | 第4条第2項第2号 | 一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形。(繊維は90日、その他は120日を超えるもの)を交付すること                     |
| 有償支給原材料等の対価の早期決済     | 第4条第2項第1号 | 有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた物品にかかわる下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり、支払わせること                    |
| 不当な経済上の利益の提供要請       | 第4条第2項第3号 | 下請業者から(協賛金、協力金などさまざまな名目で)金銭、労務の提供等をさせること                                          |
| 購入・利用強制              | 第4条第1項第6号 | 親事業者が指定する物を強制的に購入させたり、又は役務を強制的に利用させること                                            |
| 報復措置                 | 第4条第1項第7号 | 下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知照したことを理由として、その下請事業者に対して取引額の削減、取引停止等の不利益な取扱いをすること |

(注)下請取引の流れの順に禁止事項を並べている。

## 「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(いわゆる独占禁止法)における特殊指定」

独占禁止法第19条は、不公正な取引を禁止している。その方法は、公正取引委員会の告示によってすべての業種に適用される。「一般規定」と特定の事業者、業界を対象とする「特殊指定」がある。特殊指定は現在、大規模小売業者がおこなう不公正な取引方法、特定荷主がおこなう不公正な取引方法、および新聞業の3つについて指定されている。前記「親事業者の禁止行為」とほぼ同様の禁止行為を定めている。

## 「建設業法令遵守ガイドライン」

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的としている。

## 「下請公正取引のガイドライン」

下請事業者と親事業者のベストプラクティクス(望ましい企業間取引事例)示したもの。16業種があり、さらに拡大する予定。

## <参考>自動車産業適正取引ガイドライン

### 自動車産業の目指すべき五つの調達原則

第一に、開かれた公正、公平な取引の原則である。調達相手先の選定にあたっては、国籍や企業規模等にとらわれず、広く機会を与えて、公正かつ透明な対応に努めるべきである。

第二に、調達相手先と一体となった競争力強化の原則である。調達相手先を競争力強化のためのパートナーとして位置付け、イコール パートナーシップの考え方のもと、調達担当者だけでなく、開発担当者や生産技術担当者も広く関与した上で、新製品の共同開発やコスト低減活動を一体となって行うべきである。

第三に、調達相手先との共存共栄の原則である。主要な部品、素材を調達している取引先の経営が傾けば、完成品の品質やコスト等に直結することを認識すべきである。特に、主要な中小調達相手先については、必要に応じて経営指導等を行うべきである。

第四に、原価低減活動等における課題、目標の共有と成果シェアの原則である。新製品の開発や原価低減の活動は、事後に



において一方的な値引き要求を行うものではなく、調達相手先と課題や目標を共有した上で、新製品の開発や材料の変更等が達成される以前の段階における事前の共同作業として位置づけるべきである。また、達成された成果物やコスト削減の成果は、貢献の度合い等に応じて、調達相手先との間で適切にシェアされるべきである。

第五に、相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保の原則である。新製品の共同開発や原価低減活動を行うにあたっては、調達相手先との間で、課題や目標を共有するために必要な情報を可能な限り開示し合うとともに、あらかじめ十分な相互協議を行い、相互に納得した上で作業を進めることを心がけるべきである。

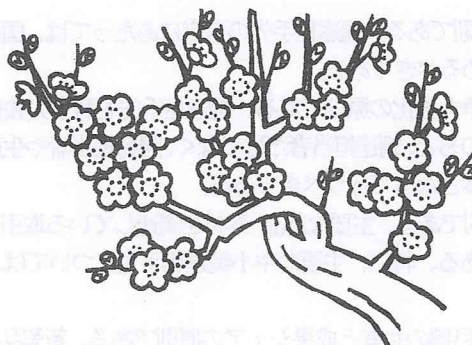
### 「下請中小企業振興法(下請振興法)」

下請代金法とともに「下請二法」のひとつ。下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあっせんなどを推進することによって、下請中小企業の振興を図る。支援法の性格を有するが罰則はない。

### 「下請いじめ防止法」

民主党が2009年の総選挙のマニフェストで制定を公約。「大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止する」としている。その後経済産業大臣が公取委や中小企業庁に検討を指示した。

「不当廉売や優越的地位の濫用による『下請けいじめ』を防止するため、『中小企業いじめ防止法』を新たに制定し、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止するとともに、独占禁止法の厳格な運用により厳正に対処します。改正独占禁止法に定める「優越的地位の濫用」の禁止については、早急にガイドラインを制定します。あわせて、下請法の対象となる取引を拡大します。また、下請業者の代金債権を保全する仕組みを導入します。」





## 「時給 1000 円」の実現をめざす中小企業者への経営支援策を考える

——デフレ不況を脱却し、景気回復に向けて——

「時給 1000 円」で中小企業者の負担はどうなるのか

不況に直面するなかでも中小企業者は従業員とその家族を守るために自らの給与を削減し、雇用調整助成金などあらゆる手段と使ってしのいできた。そうした中小企業者のなかから「時給が 1000 円に引き上げられたら、うちはつぶれる」という痛切な声が上がっている。これは愛労連がとりくんだ西三河のアンケートの声にも記されていた。

ある建設業者が従業員 5 人の最低賃金を「時給 1000 円にするために必要な社会保険料、労働保険、給与の事業主負担は 260 万円も増えることになる。消費税は社会保険料負担にあえぐ中小企業者にとって、耐えられるはずもない。

### ある建設業者が時給 1000 円を実現した場合の事業主負担はどうなるのか(試算)

#### ■時給を 1000 円にするために必要な額

最低賃金(全国平均)764 円 → 1000 円にするためには 236 円  
 $236 \text{ 円} \times 40 \text{ h} \times 4 \text{ 週} = 37,760 \text{ 円} \quad \times 12 = 453,120 \text{ 円}$

(A)

#### ■労働保険負担の増加額

雇用保険 事業主負担  $453,120 \text{ 円} \times 10.5 / 1000 = 4,757 \text{ 円}$   
 労災保険 事業主負担  $453,120 \text{ 円} \times 15.0 / 1000 = 6,796 \text{ 円}$   
 雇用/労災保険の負担額 11,553 円(年)

(B)

#### ■社会保険料(従業員が 40 歳未満で試算)

〈時給 764 円の場合〉

社会保険料(事業主負担) 標準報酬月額  $(764 \text{ 円} \times 40 \text{ h} \times 4 = 122,240 \text{ 円}) \rightarrow 6,318.9 \text{ 円(月)}$

厚生年金保険料(事業主負担) 同上  $\rightarrow 10,785.6 \text{ 円(月)}$

計 17104.5 円 ①

〈時給 1000 円にした場合〉

社会保険料(事業主負担) 標準報酬月額  $(1000 \text{ 円} \times 40 \text{ h} \times 4 = 16,000 \text{ 円}) \rightarrow 8,024.0 \text{ 円(月)}$

厚生年金保険料(事業主負担) 同上  $\rightarrow 13,696.0 \text{ 円(月)}$

計 21,720.0 円 ②

※時給 1000 円にした場合の事業主負担の増加額

②-①=4615.5 円(月)  $\times 12 = 55,386.0 \text{ 円(年)}$  (C)

#### ■従業員ひとりあたりの事業主負担増加額(年額)

\*給与 (A)=453,120 円

\*給与以外 (B)+ (C) =66,939 円

\*給与含む (A)+(B)+(C) =520,059 円

→従業員 5 人なら約 260 万円の負担増となる

中小の法人はその 7 割が赤字経営という背景がある。営業所得者層は大きく減少している(2007 年の営業所得者数は 89 年の 53.7%とほぼ半減している)。



「時給 1000 円」を実現する中小企業者への支援策

① 中小企業者への社会保険料負担を軽減する

支援策として切実に求められているのは「社会保険料の事業主負担の軽減策」である。

滞納したあげく、売掛金や預金が年金事務所に差し押さえられる事態がひろがっている。負担軽減策なくして「時給 1000 円」は「不可能な話」。賃上げへの意欲はわいてこない。

フランスでは 2003 年から 3 年間で最低賃金を 11.4% 引き上げ、2011 年時点で時給 1084 円になっている。中小企業者の社会保険料の事業主負担を 2 兆 2800 億円軽減している。

日本の中小企業者が負担している社会保険料は 7 兆円弱といわれている(おもに中小企業者が加入する全国健康保険協会＝旧政管健保の加入者は 2012 年 3 月末で 3488 万人。加入者ひとりあたりの平均保険料の 19.7 万円をかけると 6 兆 8713 億円となる)。

この 7 兆円を労使折半で負担するので、3.5 兆円あれば事業主とそこにはたらく労働者の者秋保険料を半減させることができる。

労働者の負担が 1.7 兆円軽減されれば、給与の手取額が増え消費の喚起につながる。また事業者も負担が半減すれば滞納問題の解決にも役立つ。

なお、こうした経営支援策を受けようとする中小事業者は労働者との間で「時給 1000 円」に引き上げる、その時期を明示した「賃金協定」を交わすこととする。このほか、やむなく滞納に至った場合、「滞納金軽減措置」も必要になる。

② 社会保険料の賦課ベースとなる賃金の上限を廃止し、上限を超える報酬の保険料を引き上げる。

③ 派遣や請負など非正規労働者の比率が一定以上に達した大企業に対して、社会保険料の一定割合を拠出させ、中小業者の社会保険料負担の軽減に用いる。



## 「現代の若者を理解するために ～いくつかの方法論の提起～」

長沢孝司論文を読んで

久田 隆章

### 1、方法論に至る分析について

現代若者の研究の流れは、1980年代からの時代背景の変化と各研究者の論文を活用しながら弁証法的に分析されていて、分かりやすい内容であった。

特にその到達点が、社会の「構造」と若者「主体」の有機的な関連の中で若者の意識や行動を総体として把握することの重要性は共感できるものでした。

### 2、現代の若者を理解するために 5点の提起について

5点の方法論は、全て理にかなったものです。

私たちがとりくむ、労働運動の発展を意識すると、3の「若者研究の土台は労働（仕事）論である、の分析に接近することが大切だと感じた。小生も、この分析と認識を深めることが今後大切と思う。

この10年間に労働環境が新自由主義的に激変し、雇用不安や低賃金・長時間過密労働が強いられ、職場での居場所、やりがい破壊され、若者はモノのように使い壊されている。その中では「生活不安」「雇用不安」「将来不安」が増大し、そこからの出口を求めて模索している。しかし、新自由主義の「対立と競争」の構造と、「自己責任論」のイデオロギー攻撃で、多くの若者は「立場」は労働者でありながら、「頭の中」は財界寄りにさせられている。他方、支配層の悪政と貧困と格差が広がる現実の生活のなかで、日々矛盾を感じながら出口を求めるアクションを起こす（社会を変える行動や反社会的な行動など）若者も現れている。

その意味では、4の「対面的コミュニケーションの重要性」（人間的信頼関係）と結びつけて、職場分析・職場政策づくりや多面的な運動の組み立てで「居場所と成長する場としての集団」（学習協では「学ぶ集団」と呼んでいる）づくりが必要と考えられる。

また組織や運動をつくる上では、柱となる人づくりが重要であり、多くのところでこの課題にまだ成功していないように思う。しかし、社会構造の変化の中で「新しい条件と可能性」も広がっている。

その意味では、5の「活動・運動の最先端から法則を読む」も同感である。

### 3、大きな契機となった、3・11東京電力福島原発事故

原発は「安全」という「安全神話」が目の前で崩れ去った経験を得て、「だまされない・あきらめない・忘れない」というスローガンができ、原発ゼロへの運動に若者が自主的に参加し、その後も運動が全国で広がっている。



盾が渦巻くなかで、そこから自然発生的な怒りや行動が生まれており、これまでとはちがう自然成長の質の変化が生まれている。若者の成長にとって、その自然成長の「質」を意識して、それに見あう形での目的意識的な働きかけが必要である。それは若者に寄り添い同じ目線に立って、ともに考えていくという姿勢をつくる上でも、相互の関係の認識を深めることが重要と思う。

4、青年は、主人公（主体）になりたがっている。

1992年から始まったサマーセミナーは、年一回の開催で今年で23回目を迎え、これまでに参加した人たちは、延べで1393名（毎回28名～120名）の参加となっている。（今年は9月13日～15日・三重県で開催）

このサマーセミナーは、「労働組合青年部活動の活性化と青年自身の成長を主な」目的にしている。

1回から10回は、愛知学習協と愛労連青年協が共同した実行委員会をつくり取り組んできた。（11回からは東海北陸ブロックのとりくみに発展）

青年というのは一時期です。サマーセミナーが20年以上継続しているのは、毎回実行委員会をつくって運営していくため、参加して良かったという人が次のサマーセミナーをつくる。参加して良かったという人が多ければ実行委員も多くなります。（これを労働学校方式と呼んでいる）

実行委員会では、「目的と情報」を共有しながら、あわてずに時間をかけ、みんなでつくっていきます。参加する人たちが準備して当日はみんなで楽しむということで、内容の柱は、仲良くなること、民主的な運営と学習・話し合い、交流と遊びを大切にしている。

また2泊3日という日程も重視している。1泊2日では仲良くなったらもう終わりとなり、次につながりません。休みづらくて大変だということもありますが、2泊3日にこだわり職場の人間関係や労働組合に結集して休みが取れるように、たたかうことなども含めて努力することを呼びかけている。

2006年の第15回ぐらいから、それまでは、有名な講師を招き講義を聞き、討論するという学習スタイルでしたが、青年が主体のシンポジウム形式などで自分たちで学習するシステム（参加型）が主流となってきている。分科会も各県での責任を持つ内容と運営で、準備を通じて各地の青年の「居場所と成長する場としての集団」づくりにつながっている。

いつの時代も同じであるが、青年は「つながりたい、成長したい」の思いを持っています。時代を担う青年の成長にとって、ものの見方や社会のしくみと発展、労働組合など、そもそも論の丁寧な学習が重要。その場合にも、青年の興味や疑問に応える工夫と意識的な働きかけが、私たちに求められている。

ひさだ たかあき（愛知県労働者学習協議会事務局長 当研究所理事）

# 賃上げは、競争力の低下 ?

単独の内部留保(利益剰余金)、7兆1076億円もあるのに

伊 藤 欽 次

## 1, ”5年ぶりのベア要求”が、注目を浴びた、トヨタ自動車労組の春闘 だが、4000円要求に、2700円。一時金は満額回答。で妥結

トヨタ自動車労働組合は、1月30日の評議会で、2014年春闘の「要求案」を提案した。

組合員平均の賃上げ要求は、1万3130円。その内訳は、定昇分7300円、改善分(ベースアップ)4000円となる。一時金は、年間で6.88カ月。

同日トヨタ労組は、「決定」以前に異例の記者会見を開いた。その場で、鶴岡光行執行委員長は、「デフレを脱却し経済の好循環を実現できるかどうかの岐路に立っている」と強調した、という。

さらに、鶴岡委員長は「これで納得して満場一致で可決してもらえるかは、まだ分からない。」とも言っていたという。

2月6日に評議会で採決後、2月12日に会社に要求を申し入れた。

トヨタ労組が、ベアを勝ち取ったのは2008年の春闘が最後だった。その時、1500円の要求に対して、妥結は1000円だった。

その後、08年9月にリーマンショックが起きた。2009年の春闘で4000円のベアを要求したが、当然、業績が急悪化する中で、ベアが実現するはずもなかった。

しかし、当時とうって変わってトヨタの業績は絶好調。リーマン前の最高益を更新する勢い。2009年と同じ「4000円」のベア要求でも、取り巻く環境は、『アベノミクス』?で大きく変わっているとみられていた。

ところが、3回にわたる「労使協議」(「交渉」「団体交渉」ではない、型どおりのもの・セレモニー)がおこなわれた。

トヨタ労組の「評議会ニュース」によると、豊田章男社長は「永続的な負担となる大幅な賃金の引き上げが、万が一にも、日本のトヨタのモノづくり競争力の低下を招くようなことがあってはならず、誤りのない判断をしていきたい」とのべた、という。これは、「満額回答」ではないというものであった。

ブログ「トヨタで生きる」は、

「トヨタは、この3月期決算では、単独営業利益で1兆2200億円の見通しです。単独の内部留保(利益剰余金)は、7兆1076億円もあります。4000円の賃上げでこうなります。

4000円×12カ月×6万3000人組合員=30億2400万円。たったの30億円です。  
トヨタがこんな金額で競争力を失うのでしょうか? 日産自動車は、組合の要求の3500円に満額回答すると伝えられています。日産は、競争力を失うのでしょうか? ホンダは? ありえないでしょう。



満額の4000円が回答されても、今年4月からの新退職金制度へ2750円が移行されますから、残るのは1250円です。満額回答でも、今年の実質的なベア分は1250円しか残りません。」

『豊田民報』（2014年1月19日）も、『トヨタ 内部留保15兆円 お。67%で 月1万6千円 賃上げ可能』と、労働総研の調べを引用して訴えていた。

にもかかわらず、3月12日の「回答」は、マスコミの予想どおり、ベアは、2700円。一時金は、いちおう「満額」、という回答で2014年「春闘：は幕を降ろした。

## 2, その後の、豪州トヨタ自動車――

「豪政府は自動車業界助成打ち切りを」という、時事通信（2014/1/31）のニュースが目にとまった。

【シドニー時事】オーストラリア政府の独立諮問機関である生産性委員会は31日、自動車業界に対する補助金を2020年までに全額打ち切るべきだとする暫定レポートを発表した。アボット政権が助言に従って助成廃止を決めた場合、コスト改善に取り組むトヨタ自動車〈7203〉には大きな打撃となり、生産撤退の可能性が高まる恐れがある。

トヨタ自動車は、「豪州生産撤退 17年末までに」を発表した。コスト高が原因とのこと（朝日新聞）

トヨタ自動車の豊田章男社長は、10日オーストラリア南東部ビクトリア州で記者会見し、2017年度末までに豪州での生産をやめると発表した。豪ドル高や人件費の上昇で競争力が低下し、生産の継続は困難と判断した。日本などから輸出して現地での販売は続ける。

豊田氏は、会見で「1963年に生産を始めた。グローバル企業に成長する上で多くをこの国から学んだだけに、胸が張り裂ける思いだ」とのべた。

豪州では07年のピーク時に約15万台つくっていたが、コスト高の理由で13年には10万6千台まで減った。うち7割弱は中東を中心に輸出。低コストで量産できる周辺国と比べ、生産を続ける利点がなくなっていた。高止まりする人件費も要因の一つで、関係者によると、18年までに生産コストを1台当たり3800豪ドル（約35万円）減らすため、労使協定の改定を目指したが難航していた。

豪州では昨年5月に米フォードが、昨年末には米ゼネラル・モーターズ（GM）が生産から撤退を発表。最後に残ったトヨタも撤退を決めたことに、現地では衝撃が広がっている。

トヨタの工場の従業員は約2500人だが、撤退で影響を受けるのは、下請け業者も含めると数万人ともいわれる。豪ABCテレビなど地元メディアは軒並み、トップニュースで「トヨタ撤退へ」を報じた。

自動車部品製造連盟のライリー会長は朝日新聞社に「トヨタだけが残ると期待したのに、非常にショックだ。豪州自動車業界だけでなく、製造業全体の損失だ」と語った。

トヨタが海外生産拠点から撤退するのは、2010年にGMの業績悪化を受けて同社との合弁会社NUMI（米カリフォルニア州）を閉鎖して以来。――

## 3, 「トヨタの組織文化」論に”注文”

さいきん、『ジャスト・イン・タイム経営と社会の調和』（税務経理協会、2013年9月）を手にした。その第8章に「ジャスト・イン・タイム経営と組織文化——「変えてならないもの」と「変えるべきもの」——」というものが目についた。筆者は、名城大学経営学部教授の伊藤健次さんで、トヨタに関する著述や論文が多数あるようだ。

この「ジャスト・イン・タイム経営と組織文化」でいう「組織文化」とは、「企業体を構成するメンバー全員に”当たり前”と受け入れられている考え方と振る舞いの総体」定義して、詳述している。

そして、「トヨタの組織文化」として挙げられているのは、「**豊田綱領**」、「**トヨタの基本理念**」、「**トヨタウェイ2001**」と「**ジャスト/イン/タイム(トヨタ生産方式)**」の4つでした。

深く読み込んだわけでもないのですが、的を射ているかわからないが、私は、「トヨタの組織文化」というならば、上記のほかに、**トヨタの「労使宣言」**を加えないと、画竜点睛を欠くのではないかと思う。

「労使宣言」は、1962年（昭和37年）2月に、労使が調印した宣言で、

1. 自動車産業の興隆を通じて、国民経済の発展に寄与する。
2. 労使関係は相互信頼を基盤とする。
3. 生産性の向上を通じて企業の繁栄と、労働条件の維持・改善をはかる。

という、「三つの基調」の上にたち

- (1) 品質の向上
- (2) 原価の低減
- (3) 量産体制の確立をはかる。

われわれは、ここに自動車産業の公共的使命をさらに自覚し、目前に迫る自由化を有効適切な対策により乗り切り、日本の産業と国民経済の生々発展に協力し、日本のトヨタから世界のトヨタへ輝かしい栄光を獲得すべく、会社、組合ともに相たずさえて努力することを誓う。

というものです。

また、トヨタ労組結成50周年（1996年1月27日）にあたって、新・労使宣言（『二一世紀に向けた労使の決意』）が締結されています。ここでは、

- (1) グローバル企業として世界経済の発展に寄与するとともに、国際社会への貢献を果たす。
- (2) 労使関係は、相互信頼と相互責任を基盤とする。
- (3) いきいきと働くことのできる企業風土づくりとより高い付加価値の創造に向けて、労使は共通の基盤に立ち、それぞれの役割を全うする。
- (4) 日本全体を視野に入れ、働く者の真に豊かな社会・生活を実現する。

という「決意」を労使で宣言していた。

また、「労使宣言50周年」（2013年2月）に、トヨタ自動車の本社敷地内に「労使宣言50周年記念之碑」が建てられた。

碑文は、次のように刻まれています。

**「会社と組合は 車の両輪が道を行くが如く 相互信頼と相互責任を基礎とする労使の絆を 一層強固なものとし お客様の満足と社会への貢献を それぞれの 期待を超えるまでに実現することで労使宣言の精神とトヨタのモノづくりを 次の 世代に引き継ぐことを ここに誓う」**

（いとう・きんじ／所 員）



## 教育現場からの報告 2

教科書採択をめぐる国家の乱暴な介入

櫻井 善行

はじめに

沖縄県八重山郡竹富町の教科書採択をめぐって、文部科学省が露骨で乱暴な介入を行っている。この間の経緯については、すでに高嶋伸二氏の訴えを中心に本誌でも紹介してきたが、現段階での文科省の介入・攻撃の現状といかに乱暴なものであるかを明らかにするとともに、この問題は沖縄県の小さな自治体での出来事であり、民主教育の根幹に関わることであり、安倍教育再生会議の醜悪な本質を示す事例として、私たちとは無関係の対岸の火事のように見るのがあってはならないと思い、現段階の攻撃の姿を紹介することにする。

文科省、教科書採択の直接是正指導！

沖縄県八重山地区で異なる中学校公民教科書が使用されていることで、文部科学省は14日、「教科書無償措置法」を根拠に、竹富町教育委員会に地方自治法に基づき是正要求を出したことを下村博文文科相が明らかにした。こうした国が市町村に直接要求するのは初めてことだが、町教委の慶田盛安三教育長は「法律上、採択権は町教委にある」と主張し全教育委員も同様の見解を示していることから、新年度も「東京書籍版」の教科書を継続使用することになる。竹富町教委は、国地方係争処理委員会への審査申し出なども含め、今後の対応を検討している。

文科省の是正要求は、新年度から八重山採択地区協議会が答申した保守色の強い「育鵬社版」に統一させるのが狙いである。是正要求を受けると、対応を見直す法的義務が生じるが、罰則規定はない。また下村文科相は、竹富町教委へ是正の要求を指示された沖縄県教委が、5カ月間審議を継続していることに、「重大な事務の怠りである」ということから、沖縄県教委へも指導する通知を送ったという。

竹富町教育委員会の対応

地方教育行政法に基づき竹富町教委は、「育鵬社版」ではなく「東京書籍版」の採択を決めている。「無償措置法」から外れる場合は、国の教科書無償給付の対象外となるため、町内外の有志からの浄財でまかなって、町独自に教科書を購入して、2012年度から生徒に配布しているという。

教科書無償措置法では、共同採択地区内（義務教育同一教育事務所内など）で同じ教科書を採択しなければならないという解釈から、「法治国家なので一日も早く従ってもらいたい」（菅官房長官）ということで正当化している。「平和」と「弱者」の政党である与党の公明党関係者の生の声を聞いてみたいものである。

とりあえず是正要求を出した文科省は、竹富町教委の動向を見守るとしつつ、竹富町教委が要求に従わない場合の違法確認訴訟について「適切に判断をしていくことがあるかもしれない」という恫喝に含みを持たしている。

全国的にも教科書採択については、義務教育だけでなく、学校単位で採択される高等学校においても、実教出版版日本史教科書をめぐって東京都や埼玉県、神奈川県やあの大阪府でも有形無形の圧力があり、この愛知でもプレッシャーが間接的にかけられても不思議ではない通達が出されている。

#### メディアの姿勢

文科省の是正要求は、もはや体制の補完となったNHKや民放は通り一遍の報道だけはあったが、新聞各紙は一応は報道はしている。しかし「産経」は、東京版に夕刊がないぶん朝刊で詳しく伝えており、竹富町は「ルール違反」という前提のセンセーショナルな記事を扱っている。

文科省や義家政務官に代表される安倍お友だち教育再生グループらがこうした強引な手法をしてきたのは、3月に行われた石垣市長選挙で保守派候補が勝利したことが大きいであろう。彼らは1月の名護市長選挙で保守派候補が惨敗したときには意気消沈していたが、選挙結果に気をよくしたことは確かであろう。石垣・八重島群島の住民の中にこの間の尖閣列島をめぐる近隣諸国との軋轢とその利用によるキャンペーンが少なからず排外主義的思考に毒されているのは確かであろう。にもかかわらず、後述するように八重山町はこの地域のたかだか4000人に充たない自治体である。八重山町では学校長も含めて教育現場も教育行政の担い手である町教育委員会も国の強要に抵抗しているが、この姿には頭が下がる思いである。ことの重要性を気づかれた方は、この小さな自治体の教育委員会にぜひ激励を！

#### 激励先

〒907-8503 石垣市美崎町11-1 竹富町教育委員会 慶田盛安三教育長 あて  
TEL 0980-82-6191 FAX 0980-82-0643  
Mail takekyouiku@town.taketomi.okinawa.jp (教育課)

#### 参考

八重山群島は、石垣島、竹富島、小浜島、黒島、新城島（上地島、下地島）、西表島、由布島、鳩間島、波照間島の石西礁湖周辺の島々と、これらから西に離れた与那国島の合計10の有人島、及び、周辺の無人島からなる島嶼群である。行政区分では、沖縄県石垣市、八重山郡竹富町及び与那国町の1市2町からなり、有人島では、石垣島が石垣市、与那国島が与那国町にそれぞれ属し、他の8島はすべて竹富町に属する。「八重山」は八重山方言では「やいま」、沖縄方言では「えーま」と発音される。竹富町は、八重山諸島のうち、西表島・竹富島・小浜島・黒島・波照間島・鳩間島・新城島・由布島の有人島と、その周囲にある仲の神島などの無人島からなり、石垣島・与那国島・尖閣諸島は含まない。なお、町役場は石垣島（石垣市）にある。

(さくらい・よしゆき／ 当研究所事務局長)



## 14 春闘をめぐる攻防 愛労連ニュースより

編集部

「トヨタは賃金改善分 2700 円、本田は 2200 円、日産は 3500 円の要求満額／自動車大手メーカーの回答」(労働政策研究・研修機構 JILPT「労働情報」3/12 より)

14 春闘は、3 月 13 日の一斉回答で大きな山場を越え、トヨタなど大手の賃上げ要求が出そろいました。確かに今年の春闘は、今までとは違って多くの単産ではベアを含めた回答となっています。メディアのニュースでも、大手ビッグユニオン中心ですが労働組合の名前が飛び交いました。近年にはなかったことです。新年からこの時期まで、時系列で私たちの闘いを追ってみました。(愛労連ニュース参照)

### 消費増税は小〇(こまる)！

14 春闘は山場を越えたとはいえ、まだ終わっていません。これからです。今後中小下請や非正規労働者にまで賃上げをどう広げるかが重要になっています。働くものが、今よりも人間らしく生きていくことが出来るためには、企業内にこだわることなく、雇用形態の違いも越えて、労働条件の底上げをめざす必要があります。たとえ賃上げが 2 %上がっても、4 月から仮に消費税が 8 %になるとしたら、実質的には、賃下げになります。また円安で食品などの物価が上がってきています。さらに中電も 4.95 %の値上げを申請。これに消費税が上がったら国民のくらしに大打撃です。

### 14 春闘スタート

私たちの 14 春闘は春闘共闘の発足がスタートであり、仕事始めの 1 月 6 日の名古屋駅前・刈谷駅前でのターミナル宣伝で事実上スタートしました。今年の春闘は、政府サイドからも企業側に賃上げ要請がなされるという異例の環境の中での出発でした。中日新聞、1/17 社説は「15 年に及ぶデフレの原因は賃金が下がり続けた『賃金デフレ』」であり「今後本格化する春闘では、中小企業や非正規雇用も含め、広く賃金デフレ解消に努めてほしい。」と、私たちと同じ立場で「中小、非正規も忘れるな」と論陣を張りました。

昨年末国民の声を無視して強行成立された秘密保護法はまだ施行されていません。大きな国民世論が形成されれば「廃止」も可能です。1 月 24 日(金)の夜には、久屋大通公園エンゼル広場で大きな集会デモが行われました。秘密保護法が強行されても運動はまだ終わっていません。

愛労連臨時大会は 1 月 26 日、刈谷市産業振興センターで行われ、活発な論議がなされ、14 春闘を中心とした方針を確認しました。14 春闘は、「消費税上げるな、賃金上げろ」をメインに闘っていきます。愛労連・春闘共闘は第 35 回トヨタ総行動を、2 月 2 日の名古屋集会をメインとして位置づけました。消費税が上がるとトヨタは輸出戻し税で大儲けになります。いっぽう中小下請は価格に転嫁できずに赤字を拡大させ事業継続すら困難にしていきます。これでは 7 割を占める中小企業労働者の賃上げはまなりません。また夏の人事院勧告では公務員賃金引き下げの口実とされかねませ



ん。そうしたことから2月2日はトヨタ総行動名古屋集会として位置づけ、白川公園の集会から名駅ミッドランドにむけてデモを行いました。

実際に消費税の4割が輸出企業に還付されています。今でも六割の下請けが消費税を単価に転嫁できていません。いっぽう消費税の四割が輸出戻し税としてトヨタなどに還付されています。NHKナビゲーションでも「中小企業から輸出大企業に所得移転がおきている」と指摘されています。愛商連の調査では消費税が上がると自営業者の三割が廃業に追い込まれると言っています。

### 消費税上げるな 賃金上げろの声は切実

97年の消費税5%以来労働者の賃金は下がり続けました。消費税が8%、10%になれば消費はあっという間に冷え込み、中小企業での賃上げはますます厳しくなります。愛知の春闘は消費税上げるな、下請単価引き上げが不可欠です。

今年のトヨタ総行動は、2・2小〇集会とリンクした名古屋集会に最大限参加と、従来行ってきた2月11日は、トヨタ自動車本社前と刈谷駅頭での早朝宣伝とあわせて、西三河の自動車関連の中小零細へのアンケート行動を83名の参加で250の工場を訪問しました。訪問できなかったところへは後日郵送をしましたが、150に事業所から回答をいただいています。(内容は別途紹介)

賃上げはトヨタ自動車本体だけではだめで、中小下請や非正規労働者こそその恩恵を受けなければなりません。そのためには円安や内部留保を積極的に活用することこそ企業の社会的責任を果たしていくことになります。

恒例となった2.20春の地域総行動は、県下123駅で宣伝行動を行い、多くの人々に「消費税上げるな、賃金あげろ！」の声を届けました。

### 3月になって

東日本大震災から3年、今年は3月2日に「さよなら原発明日につなげる大集会」をおこない、1500人が参加しました。当初心配された雨も上がり、12時からオープニング企画も始まりました。脱原発音頭や歌声、ウクレレバンドなどが脱原発をアピールしました。子どもコーナーでは福保労の仲間がマジックなど楽しませてくれました。桃の花びらカードにメッセージを書いてもらいタペストリーにしてデモの先頭を歩きました。ステージではミサオレッドウルフさんたちの対談に続き、東日本大震災の時刻には全員で黙祷。栄をデモ行進しました。

回答指定日の3月13日には、ストライキ（通信労組、中部共同印刷、アクリル分会）や独自行動（医労連・自治労連）ののち、栄広場に300人の労働者が結集し元気よくデモ行進をしました。

さらに3月27日には、愛労連・春闘共闘に限らず、要求で一致する労働組合や団体との共済で集会デモ（矢場広場）を予定しています。また3月31日には、多くの団体とともに消費増税反対ロングラン宣伝行動を予定しています。これからこそ14春闘の真価が問われます。



春闘山場に向けた共同アピール

### 「3・13 暮らし守れの大行動」の成功に力を寄せ合い2014年春闘での成果をたたかい取ろう

すべての労働者の賃上げとベースアップの実現をめざす 2014 年春闘の本番を迎えています。要求を確認し、粘り強く交渉を積み上げ、ストライキをはじめとする実力行使態勢を確立し、3 月 13 日に予定する統一行動・「暮らし守れの大行動」を大きな節目に、職場と地域のたたかいを集中させ、必ず成果を勝ち取りましょう。

2014 年春闘では、政府が企業に賃上げ実施を要請し、中小企業での賃金引き上げ支援策を重点政策に位置づけ、公共事業の設計労務単価を前倒しで引き上げるなど、昨年以上に踏みこんだ姿勢を示しています。財界の司令塔、日本経団連も、「業績が好調な企業」という条件付きながらも賃上げ容認の姿勢を示し、大企業労組の多くはベア要求を掲げ、国民春闘共闘委員会に結集する単産はすべての労働者の大幅賃上げをめざし、交渉をすすめています。

「アベノミクス」のもとで、物価が上昇局面に入る一方で、賃金の基本部分である所定内賃金は対前年同月比でマイナスを記録しつづけ、労働者の暮らしの悪化が進んでいます。この上に、4 月には、消費税増税と昨年 10 月に続く年金引き下げが予定され、医療・介護制度の改悪も準備されています。暮らしを壊す悪循環に歯止めをかけるたたかいが必要です。

国民的な共同を徹底して広げ、暮らし守れの声を総結集し、暴走する安倍政権に「イエローカード」を突き付け、消費税増税、社会保障改悪の中止を迫りましょう。

「賃上げと雇用の安定、国民所得増こそ内需拡大の要」の声をさらに大きくし、地域・職場のたたかいを大きく前進させ、基本給の改善、すべての労働者の賃上げ実現に総力をあげましょう。

2014 年春闘での労働者のたたかいが、将来の「日本の国のかたち」の選択に直結する情勢です。

安倍政権の二つの暴走＝「戦争ができる国」に向けた改憲の暴走と、「世界で一番企業が活動しやすい国づくり」に向けた新自由主義による構造改革の暴走が続いています。

安倍首相は国会答弁で、自衛隊とアメリカ軍が一体で他国と戦争する集団的自衛権を解釈改憲で行使すると強弁し、憲法に従った政治をおこなうという立憲主義を否定する危険な姿勢を示しています。「正社員ゼロ法案」・労働者派遣法の大改悪を突破口に、解雇自由の「雇用特区」の創設、「残業代ゼロ法案」・日本型新裁量労働制など、労働者保護を骨抜きにする労働法制改悪を次々と国会に出そうとしています。

このままでは、平和と民主主義、人間らしく働き・くらす労働者の権利が蹂躪されかねません。

「再び銃を手にしない」、「憲法 9 条を守り抜く」との決意を固め、労働者・労働組合が平和憲法に従えの国民的運動の先頭に立って奮闘しましょう。

期間の定めのない無期雇用が原則であることを再確認し、ブラック企業を合法化する労働法制改悪阻止とディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）実現をめざすたたかいの前進に力を寄せあいましょう。

2014 年春闘、労働組合のたたかいに大きな注目が寄せられています。

「たたかいとろう 大幅賃上げ、くいとめよう 憲法改悪、許すな 雇用・くらし破壊の暴走政治」のスローガンを真正面に掲げ、すべての組合員参加で労働組合の存在感を示すたたかいを作り出し、2014 年春闘を意気高くたたかい抜きましょう。

2014 年 2 月 24 日

国民春闘共闘委員会 代表幹事（全国労働組合総連合 議長）大黒 作治

同 （東京春闘共闘会議 代表）伊藤 潤一

同 （純中立労働組合懇談会）大谷 充

全国農業協同組合労働組合連合会 中央執行委員長 齊藤 裕

全日本建設交運一般労働組合 中央執行委員長 藤好 重泰

全国建設関連産業労働組合連合会 中央執行委員長 高梨 勝弘

全日本金属情報機器労働組合 中央執行委員長 生熊 茂実

化学一般労働組合連合 中央執行委員長 長田 学

全繊維産業労働組合 中央執行委員長 砂山 七郎

合同繊維労働組合 執行委員長 佐々木眞成

全国自動車交通労働組合総連合会 中央執行委員長 高城 政利

全国検数労働組合連合 中央執行委員長 沖原 勝治

通信産業労働組合 中央執行委員長 宇佐美俊一

全日本倉庫運輸労働組合同盟 中央執行委員長 内藤 維彦

全国生協労働組合連合会 中央執行委員長 北口 明代

全労連・全国一般労働組合 中央執行委員長 鈴木 新

全国金融労働組合連合会 中央執行委員長 松木 静雄

全日本損害保険労働組合 中央執行委員長 浦上 義人

全国印刷出版産業労働組合総連合会 中央執行委員長 是村 高市

日本民間放送労働組合連合会 中央執行委員長 赤塚オホロ

日本出版労働組合連合会 中央執行委員長 大谷 充

映画演劇労働組合連合会 中央執行委員長 金丸 研治

映像・文化関連産業労働組合 中央執行委員長 有原 誠治

日本医療労働組合連合会 中央執行委員長 山田真巳子

全国福祉保育労働組合 中央執行委員長 前田 鉄雄

日本国家公務員労働組合連合会 中央執行委員長 宮垣 忠

日本自治体労働組合総連合 中央執行委員長 野村 幸裕

全日本教職員組合 中央執行委員長 北村 佳久

郵政産業労働者ユニオン 中央執行委員長 日巻 直映

特殊法人等労働組合連絡協議会 議長 平岡 信彦

全日本年金者組合 中央執行委員長 富田 浩康

全日本家内労働者組合総連合 代表委員 阿部 好作

同 高橋 文男

東京土建一般労働組合 中央執行委員長 人見 大



## 労働問題情報 2014 (1月 2月)

- 1/1 ● 12月米CB消費者信頼感指数は予想上回る上昇、労働市場の評価改善 朝日新聞
- 1/2 ● ことしの春闘 ベースアップが焦点に NHK
  - 残業代払わない「ホワイトカラーエグゼンプション」 新年から再度議論 J-CAST
- 1/3 ● 和歌山労働局・女性の活躍促進する企業を公募 WBS 和歌山放送
  - 「スネップ対策、労働力確保の意義も」 日本経済新聞
- 1/4 ● 労働組合の組織率 過去最低に 987万人余り 17.7% 4年連続で減少 NHK
  - ボーイングの組合、新労働協約を承認 WSJ 日本版
  - 有給の取りやすさは「上司次第」 内閣府調査 財経新聞
- 1/5 ● 「働く人を守る」労働基準監督官奔走 大分合同新聞
  - いじめ・嫌がらせ、前年の1.5倍 13年度上半期の「労働紛争相談」 東京新聞
- 1/7 ● NPO 労働相談センター：「辞めたくても辞めさせてくれない」 LN日本
  - 無期雇用に転換、企業4割前向き 労働契約法改正で SankeiBiz
- 1/8 ● 労働時間OECD最長の韓国 労働文化改善運動展開へ 聯合ニュース 韓国政府
  - 山猫ストの圧力で新労働法を準備する中国 LN日本
- 1/9 ● 神奈川県労働委:ニチアスに団交への誠実対応を命令 毎日新聞
  - 安倍政権、「外国人労働者」の拡大を検討 単純労働者受け入れも 東洋経済オンライン
- 1/10 ● 過重労働など48事業所 ブラック企業調査 読売新聞
  - 建設現場の6割超 労働安全法に違反 16カ所行政処分 茨城 MSN 産経ニュース
  - ファストフード店で外国人労働者雇用、内閣が禁止を決定 マレーシアナビ
- 1/11 ● 群馬労働局:昨年末の建設現場、行政処分が倍に 「安全管理まで手回ら..毎日
  - IT業界で広く行われている「特定労働者派遣」制度、廃止へ 財経新聞
- 1/12 ● 群馬労働局:昨年末の建設現場、行政処分が倍に 「安全管理まで手回ら...毎日
  - 米労働参加率の低下、主に人口動態に起因=セントルイス連銀総裁 朝日新聞
  - NY市場 米労働参加率は62.8%に低下、10月の低水準に並ぶ Klug クルーク
  - ブラック企業を監督 101事業所に是正勧告 長野労働局 MSN 産経ニュース
  - 韓国:バングラデシュ、韓国永元貿易工団の労働者デモに発砲 LN日本
- 1/13 ● 改善すべきは「労働生産性が低い」日本人の働き方 日本経済新聞
  - 「不当な賃金で過剰労働強いられていた」一渦中のインド外交官の家政婦 時事通信
- 1/14 ● 米労働参加率の低下、政策対応必要とは限らず=地区連銀総裁 ロイター
  - 韓国:世界の労働者が「韓国鉄道労働者支持」を表明 LN日本
- 1/15 ● 裁量労働制で「長時間労働」指摘も NHK
  - NPO 法人 労働相談センター：相談件数が過去最高の8280件 LN日本
  - 改正労働法の影響ジワジワ…隣の派遣社員がアナタの椅子を奪う 日刊ゲンダイ
- 1/16 ● 全米労働関係委、労働者権利侵害でウォルマートに申し立て WSJ 日本版
  - 労働知識身に付けよう 北条高で新社会人セミナー 愛媛新聞
  - チリ、全国12の港湾労働者がストライキ LN日本
  - イスラエルのオーディション番組で出稼ぎ労働者の女性優勝 MSN エンターテイメント
- 1/17 ● 全米労働関係委、労働者権利侵害でウォルマートに申し立て WSJ 日本版



- 激変する米労働市場—全職種の約半数が20年以内にIT化で淘汰 WSJ 日本版
- “男女の雇用格差なくなれば、GDP15%アップ”？ 財経新聞 -
- 1/18 ●米労働関係委 ウォルマート社幹部を告訴 WSJ 日本版
- 韓国:高空籠城 生コン労働者「解雇者復職、労組認定」に勝利 LN 日本 -
- 韓国:民営化、労組弾圧の代価を要求する鉄道公社社長 LN 日本
- 1/19 ●中国の「留守児童」が背負う重い負担—出稼ぎ労働のしわ寄せ WSJ 日本版
- 新社会人支援冊子が完成 鳥取県労働者福祉協議会 MSN 産経ニュース
- 連合東京、舛添氏を支援＝都知事選 時事通信 -
- 経団連包囲 春闘開始を宣言 しんぶん赤旗
- 1/20 ●関西の建設労働者不足進む…東日本被災地に流出 読売新聞
- Google・アップルなどの技術者が集団訴訟 LN 日本
- 多発するバス事故 日刊まにら新聞
- 1/21 ●外国人労働者の受け入れ環境整備へ、競争力会議が成長戦略方針案 ロイター
- ASEAN 労働問題・政治対立が影 共同体発足控え日本企業投資加速 SankeiBiz -
- 労働力減少で成長の原動力奪われる中国、生産性向上が急務 ブルームバーグ -
- 1/22 ●南ア鉱山労働者がスト計画 12年8月以降最大規模 SankeiBiz -
- 長時間労働・賃金不払い…83%で法令 ...47NEWS - 違反企業に対し同労働局は是正勧告した。調査対象全体では、過去3年間に採用した20代の3割が退職
- 医療や農業、改革推進 外国人労働者の入国緩和へ 産業競争力会議
- 中国、労働力減が続き、2人目の子供出産が5年後に解禁—専門家 新華ニュース -
- 1/23 ●長時間労働でうつ…料理長、世界遺産の寺を提訴 読売新聞 仁和寺（京都市）
- 長時間労働の人ほど上司がそれを評価してくれていると考えている ... BLOGOS -
- 中国労働人口244万人減少（2013） China Press
- 1/24 ●派遣労働者1.4%減 規制強化が影響か 一昨年6月時点 MSN 産経
- パート労働法:改正案、国会提出へ 毎日新聞 -
- 2014年の海外労働者派遣、台湾が半数以上、中東諸国にも期待 日刊ベトナム NEWS
- 建設業:関西、人手不足 震災・五輪余波 府発注、入札不調が急増 毎日新聞
- 1/25 ●みなし労働、添乗員への適用認めず 最高裁が上告棄却 朝日新聞
- 米住宅市場の回復、労働市場改善の兆し WSJ 日本版
- 1/26 ●外国人労働者、受け入れ拡大 3月末に緊急対応策 MSN 産経ニュース
- 韓国:労働部「通常賃金指針」後難...労政対決に広がる LN 日本
- 「ブラック企業」見抜くには 3年内離職率に注意 「就職四季報」活用を 西日本新聞
- 1/27 ●高校生の就職内定率 好調に推移（秋田県） 日テレNEWS24
- シンガポールで40年ぶりの暴動 MSN 産経ニュース インドからの出稼ぎ労働者たち
- 1/28 ●労働局、北海道181施設で時間外労働など計331件の法令違反 西日本新聞
- 韓国:無労組サムスン、17年間海外派遣した労働者を帰国後に解雇 LN 日本
- 就業者数、30年に最大821万人減 厚労省研究会推計 日本経済新聞
- 1/29 ●被災地工事現場、56%で違反 3県労働局 河北新報
- アメリカンとUSエアウェイズの乗務員組合、労働協約交渉で合意 WSJ 日本版
- 建設業への外国人労働者受け入れ、時限措置で拡大へ nikkei BPnet



- 1/30 ●労働者派遣、上限3年廃止へ緩和 労政審が報告書 西日本新聞
- 米大統領2企業が401K提供しない労働者向けの退職年金制度提案 Klug クルーク -
- 1/31 ●調査対象の208事業所のうち172事業所「ブラック」兵庫労働局 読売
- 中国各地で労働者デモ相次ぐ、賃金支払いやボーナス支給を要求 newsclip.be
- 技能労働者の処遇改善を 建設業団体と公共・民間発注者に要請 国交省 建通新聞 -
- 2/1 ●労働手帳得る外国人激増＝前年比53%増、4万超え ニッケイ新聞 -
- 労働者派遣制度の改正について建議（厚生労働省） 日本商工会議所
- 2/2 ●労働環境、離職率…企業の評判「気になった」今年就職の76.5% MSN産経
- 2/3 ●熟練労働者獲得へ教育投資 ベトナムで欧米のハイテク企業 SankeiBiz
- 2/4 ●ウォルマート、断続的ストめぐる労働関係委の主張に反論 WSJ日本版
- フィリピン人労働者を初受け入れ シンガポール newsclip.be
- 看護職員の7割超「慢性疲労」医労連調査 日本経済新聞 -
- 2/6 ●凸版印刷、取引先3000社調査「労働環境配慮を」 日本経済新聞
- 現金給与総額、最低水準で横ばい 13年31万4150円 日本経済新聞
- 2/7 ●米労働生産性3.2%上昇 10～12月 日本経済新聞
- 米新規失業保険申請は33.1万件に減少、労働市場は堅調さ増す ロイター
- 激務変わらぬ勤務医 研修医「時間外が月200時間」 中日新聞
- 2/8 ●労働者153人の解雇無効訴訟 原告側が逆転勝訴＝韓国双竜自動車聯合ニュース
- 山梨県内で働くブラジル人労働者減少 他県に移る？中国人が最多 朝日新聞
- 2/9 ●韓国:タクシー労働者、仁川桂陽区庁で焼身、死亡 LN日本
- 人材フェア、非技術労働者の月給が3000元以上＝中国 新華ニュース
- 2/10 ●スイス国民投票で移民を規制へ NHK
- 東京都知事選 舛添要一氏が当選 NHK
- 2/11 ●中国、労働力が帰郷就職、沿海地区の人手不足が激化＝新華網 新華ニュース
- 韓国:韓国労働・市民団体「カンボジアの拘束労働者の釈放を要求」 LN日本
- 在宅勤務の育休給付拡大 厚労相、10月めど要件緩和 中国新聞
- 2/13 ●米労働力需要、12月はダブルパンチで減退 WSJ日本版
- テネシー州上院議員、独VW工場労働者に労組結成への反対を呼びかけ WSJ日本版
- 長野労働局職員が新聞配達兼業で減給処分（長野県） 日テレNEWS24
- 北朝鮮 開城団地労働者の賃上げ要求か＝人員増員で 聯合ニュース
- 「庄や」大庄が営業時間短縮 労働条件を向上 スポーツニッポン
- 2/15 ●労働政策審議会:「有期契約の無期転換に10年の特例を」 毎日新聞
- 労働規制緩和に反対する集会で「呉服屋オニクロ」「居酒屋タタミ」の寸劇が参加者到大受け LN日本
- 2/16 ●韓国でサムスの労働環境を暗に批判した映画が大ヒット WSJ日本版
- 2/17 ●三重)外国人労働者が2年連続減 製造業、約6割占める 朝日新聞
- 米テネシー州VW工場での労組結成投票、反対多数で否決 WSJ日本版
- ハローワークと民間の連携など盛り込む 13年度雇用政策研究会報告書 財経新聞
- 働く障害者が労組設立 環境改善へ「相談窓口に」 MSN産経ニュース
- 「ソーシャルハートフルユニオン」（東京都豊島区） ...

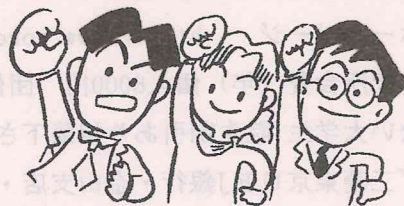


- 2/18 ●キャタピラー、派遣労働者に圧力かけたと訴えられる WSJ 日本版  
 ●中国、西南部も労働力不足、労働者の募集難に直面 新華ニュース  
 ●韓国:現場実習は高校生の労働搾取や事故の危険を高める LN 日本
- 2/19 ●ボリビア労働者が増加 劣悪な労働環境が問題に サンパウロ新聞  
 ●欧州、外国人労働者の流入警戒 社会の形変化に不安 日本経済新聞  
 ●ベア実施予定 3.4% 景気回復を背景に労働力の確保 ZAKZAK
- 2/20 ●英労働市場、10-12 月期も好調維持—失業率は 7.2%に上昇も WSJ 日本版  
 ●韓国の“地獄的”労働環境、4 割が毎日 1 時間以上残業、3 割が有給休暇の半分以上を消化できず—韓国 ... livedoor
- 2/21 ●韓国:労働部・経済人総連、予定している 2.25 国民ストに「不法、厳正対処」と脅す LN 日本  
 ●労働者獲得のため、東莞の寮内に Wi-Fi を取り付ける—新華網 新華ニュース  
 ●大阪市の組合退去は不当労働行為 府労委が認定 西日本新聞  
 ●山猫ストに押され、労働法制定に向かう中国 人民新聞
- 2/22 ●労働参加率の継続的な低下は FRB を利上げに近づける WSJ 日本版  
 ●建設業常用労働者の賃金（男性）33 万 東京—岩手は 18 万の開き 厚労省 建通新聞
- 2/24 ●ワーク・ライフ・バランス:企業の 7 割が実践 男性育休は 1.9% — 県調査 / 滋賀 毎日新聞
- 2/25 ●ボーイング、セントルイスの労組が労働協約更改に同意 WSJ 日本版  
 ●韓国:サムスン電子サービス労組、「不当労働行為放置」と労働部を糾弾 LN 日本  
 ●三井住友銀の労組がベア要求へ、年間給与総額の 0.5% 朝日新聞
- 2/26 ●長時間労働者の 8 割「労働時間を短くしたい」 - 東大調査 マイナビ NEWS  
 ●韓国鉄道公社労組がスト突入 乗客に影響なし 聯合ニュース  
 ●韓国:全国 10 万が「国民ストライキ」集会、「朴槿恵退陣」デモ行進  
 レイバーネット日本
- 2/27 ●過重労働:四国の事業場、8 割以上で違法な時間外労働や賃金不払い残業 — 厚労省調査 / 四国 毎日新聞  
 ●カンボジア縫製工場労働者、超過勤務拒否運動を開始 レイバーネット日本  
 ●首都圏非常勤講師組合、早稲田大学の不当労働行為に対する救済申立書（全国国公立大学の事件情報）
- 2/28 ●強制労働で三菱重工を新たに提訴 韓国人女性ら 西日本新聞  
 ●「強制連行・労働」、中国で日本企業 2 社を提訴 TBS News  
 ●韓国の元労働者 日本企業相手取り提訴 NHK  
 ●タクシー運転手の労働条件の改善を申し入れ（高知県）日テレ NEWS24

※WSJはウォール・ストリート・ジャーナル

LNはレイバーネットの略号

以上情報は、「Google アラート」（カテゴリー労働）より編集したものです。





☆2014年3月15日以降の活動・集会予定など

- 3月27日 雇用改悪阻止 3・27 労働者決起集会 (若宮広場)
- 3月31日 消費増税反対ロングラン宣伝 (栄三越前)
- 4月12日 第7回愛知労働問題研究所所員会議10時から
- 4月27日 愛知県政ウォッチング(中部国際空港)
- 5月01日 第85回愛知県中央メーデー (エンゼル広場)
- 5月17日 第3回愛知労働問題研究所理事会兼第8回所員会議14時から

☆寄贈された書籍、購入書籍ほか

- 逆流する日本資本主義とトヨタ 猿田正機(税務経理協会)
- 電通と原発報道 本間龍(亜紀書房)
- アメリカは日本の消費税を許さない 岩本沙弓(文春新書)
- 原発ゼロノミクス 金子勝・飯田哲也(合同出版)
- 成長戦略のまやかし 小幡績(PHP新書)

☆月刊全労連 3月号 特集: 14春闘と国民的共同

4月号 特集: 安倍「雇用改革」と14春闘

☆経済 3月号 特集: ASEANと日本

4月号 特集: 大震災3年 「人間復興」への課題

★今回175号を発行しました。今号も充実した多くの投稿をいただきました。

内容はいずれも力作で学ぶところが多く、編集部は大感謝です。

B5版からA4版へのサイズ変更を前号からしましたがいかがでしょうか？。

感想とあわせて会員のみなさまからの積極的な投稿をお待ちしています。

☆労働情報2ヶ月ニュースを続けて載せています。あつという間に過ぎていきますから振り返るときに新しい発見があったりします。桜の花も膨らんできました。

\* 「所報」第175号(隔月刊) / 発行日2014年3月15日

\* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称: 労問研)

\* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

\* TEL/FAX(052) 883-6978 Eメールai-romonken@roren.net

\* ホームページ <http://www.roren.net/romonken/>

\* 研究所会費(年) 個人6000円 団体1口・12000円 \* 会員の購読料は会費に含む。収入のない大学生・院生割引あり相談下さい。送金先: 郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所 / 三菱東京UFJ銀行・金山支店・普通口座1368019

\* お願い: 14期・2013年度会費につきまして173号にて請求しています。お忘れの方は問い合わせください。